ご注意

1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。

2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し 個人番号又は法人番号記入欄については、個人事業主の場合、C欄該当の際は、未記入で差支えありません。）、新勤務先に回付願います。新勤務先では、C欄（転勤等による特別徴収届出書）の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要の手続を済ませたうえで、一月一日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付してください。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

※市町村処理欄	1. 現年度　2. 両年度　3. 新年度

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

年　月　日	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒
		氏名又は名称	
塩谷町長様		代表者の職氏名印	印
		個人番号又は法人番号	

特別徴収義務者指定番号		
宛名番号		
連絡者の係名及び氏名並びに電話番号	係	
	氏名	
	電話	

給与所得者			
フリガナ		生年月日	
氏名	（旧姓　　　）	明・大・昭・平 年　月　日	
個人番号			
旧住所	（1月1日現在の住所…必ず記入願います。）		
現住所	（給与の支払を受けなくなった後の住所）		

（ア）特別徴収税額（年税額）	円
（イ）徴収済月	年　月から 年　月まで
徴収済額	円
（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	円

異動年月日	年　月　日
異動の事由	
1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 会社倒産 7. 住所誤報 8. 育児休業	9. その他 a. 総受給者が２名以下 b. 他事業所で特別徴収 c. 均等割非課税基準所得以下 d. 給与から税額が引ききれない e. 給与の支払が不定期 f. 事業専従者

異動後の未徴収税額の徴収	1月1日以降退職時までの給与支払額	退職手当等の支払額（支払予定額）
1. 特別徴収継続 （新勤務先で徴収を継続） →新勤務先でC欄を記入 2. 一括徴収 （未徴収税額を退職者から全額徴収して納入） →A欄を記入 3. 普通徴収 （未徴収税額を本人が納付） →B欄を記入	円	円
	控除社会保険料	勤続年数
	円	年

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

A欄　一括徴収の理由	異動者印	給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額 支払予定日ごとの徴収予定額	合計（上記（ウ）と同額）
1. 異動が　年12月31日までで、申出があったため（　月　日申出） 2. 異動が　年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため		・	円	円
一括徴収した税額は、　月分で納入します。（　月　日納期限）				
B欄　一括徴収できない理由		・		
（○を付してください。） 1. 5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため 2. その他　理由（　　）		・		

●退職者の未徴収税額について

1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額については退職時に一括徴収することが義務づけられています。

なお、それ以外の間に退職された方についても、本人の了承を得て、なるべく一括徴収の方法で納入してくださるようお願いいたします。

C欄　転勤等による特別徴収届出書

（左欄外の注意書きを参照してください。）

継続 新規	納入書の要否（新規の場合）	要・不要	給与支払方法及びその期間		払込を希望する金融機関の所在地及び名称

上記の者に係る月割額　円を　月分から徴収し納入します。	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒
		フリガナ	
		氏名又は名称	
		代表者の職氏名印	印

受給者番号		
特別徴収義務者指定番号		
法人番号		
連絡者の係名及び氏名並びに電話番号	係	
	氏名	
	電話	